

1993 11 14

日本司法出納・入帳・預金がこの制度を根拠に禁止せられ、処罰すること、
日本司法出納・入帳・預金を用紙にするために必要な立法を緊急に行うよう求めます。

国際法上の犯罪が、国際的あるいは国内的刑事法廷で裁かれなければならぬこと、被害者個人に補償・賠償がなされるべきことは、当然のことです。国連人権小委員会は、今年八月に大人権侵害被害者の補償等への権利について審議し、重大人権侵害を受けた奴隷等被害者個人は、補償のみならず、その被害の真相究明・加害犯罪責任者の処罰・将来の再発防止措置・謝罪・追悼などを含む賠償を加害国家に対して要求する権利があるとする特別報告者・フアン・ボアベン教授の報告書を受けて、これを高く評価する決議をしました。この中で、挺対協（韓国）はもとより、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国からの関係団体も、多くのアジア女性団体・国連NGOと共に、「従軍慰安婦」犯罪の真相究明・責任者の処罰・補償・賠償を要求してきました。ところが、日本政府の対応は遅々として前進していません。

日本と同じ枢軸側であったドイツは、刑事訴追時効を適用しないなど立法上の工夫をして、現在でも過去の戦争犯罪について刑事処罰を継続しています。被害国家として、イスラエルは、過去の戦争犯罪、人道に対する罪の処罰を罰して処罰できる立法をしています。最近、英国、オーストラリアなどの諸国も、戦争犯罪法を立法するなどして、改めて過去の戦争犯罪の処罰に力を入れています。

「過去の犯罪について、現在立法することによって過去に遡って刑事処罰できるのだろうか」と疑問を持つ向きもありましょう。確かに、国際人権（自由権）規約15条1項は、「実行のときに国内法又は国際法により犯罪を構成したことを刑事処罰のできる場合としています。しかし、同条2項は、「この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の

殺原則により実行のときに犯罪とされていた作為又は不作為を根拠として裁判しかつ処罰することをさまたげるものではない。」としています。戦争犯罪及び人道に対する罪が、第二次大戦当時すでに国際法上の犯罪であったことは、ニュールンベルグ及び東京の国際軍事裁判、その他の国際会議などで既に認められており、この犯罪は、「国はこれを認めざるを得ない義務を負い、個人はこれを拒むことができない」と言えます。だから、日本が、戦争犯罪の処罰を可能にする法律を制定して、過去の犯罪を処罰しても、国際社会から認められてきたのです。むしろ、日本が過去の立法措置を取るのは、遅きに失したことでありますが、強制労働条約・植民関係条約・国際慣習法など国際法上の義務の履行に必須のことと言うべきです。

ところで、日本が、自ら処罰した訳ではありませんが、日本の過去の戦争犯罪及び人道に対する罪について、その刑事処罰を承認した例はない訳ではありません。極東国際軍事裁判及びその他の連合国のＢＣ級戦犯裁判法廷による処罰は、ポツダム宣言の受諾、サンフランシスコ平和条約の締結に際して、日本としてこれを受け入れました。これらは、米英など連合国の俘虜に対する戦争犯罪及び人道に対する罪に関する処罰でした。注目すべきなのは、これらの中には、オランダ女性を被害者とする「従軍慰安婦」に対する犯罪の責任者に対するオランダ軍司法当局による捜査・訴追・裁判・処罰（死刑を含む）の承認も含まれていることです。

つまり、日本は、被害者「慰安婦」が白人であれば、これが戦争犯罪及び人道に対する罪にあたること及びその犯罪の責任者を処罰すべきであるとの原則に従うべきことを認めたのです。ところが、被害者がアジアことに韓国・朝鮮女性の場合は、全く同じ種類の性的奴隷制の被害者（死亡者もずっと多く、被害期間もオランダ女性の場合よりずっと長い）に対する加害行為が犯罪であり、責任者を処罰すべきであることを一度たりと言えども承認したことはないのです。これは、アジアとりわけ韓国・朝鮮女性に対する著しい蔑視と差別の現われとしか考えようがありません。この点から言っても、アジア女性に対する性的奴隷制という戦争犯罪及び人道に対する罪についても、これを平直に犯罪と認め、処罰を可能にする義務があります。

日本は、永年のタブーを破り、今日衛隊をＰＫＯとしてアジアなど各地に派遣し始めました。しかし、多くのアジア諸国の人々は、日本軍の再来に大きな危惧を抱いています。それは、日本がアジアの人々に対して、過去戦争犯罪及び人道に対する罪を犯したことを平直に認めないからです。この立法措置は、過去の犯罪行為の真相究明と処罰の為のものです。しかし、これこそが、将来の同様の行為を繰り返さないための実効的予防措置となることは、前記国連特別報告者報告書が強調していることであることを忘れてはなりません。

日本の政府・国会が、被害者の要求実現のため、協力して、日本自らが過去の戦争犯罪を明らかにし、責任者の処罰を可能にするような法律を直ちに立法することを求めます。